

「区福祉保健活動拠点」の次期指定管理者の選定方法について

1 趣旨

区福祉保健活動拠点（以下「拠点」という。）の指定管理者の選定については、平成25年度の包括外部監査における指摘を踏まえて、平成28年度以降（第3期指定管理期間）は非公募で行っています。

このことについては、平成26年第4回市会定例会における常任委員会において、令和3年度以降（第4期指定管理期間）の非公募選定の継続については、改めて検討すると報告しています。令和3年度以降の選定に向け、年内に選定手続きが始まることから、この度、選定方法について改めて検討しました。

※ 平成26年第4回市会定例会における常任委員会での報告（要旨）

①	「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」の非公募要件である「利用者等との関係性の維持が極めて重要であること」などに合致するため、平成28年度以降の指定管理期間（5年間）は非公募により区社協を選定します。
②	選定にあわせて、年度ごとの業務評価を導入し、平成33年度（令和3年度）以降の非公募継続については、 <u>評価結果などを踏まえて改めて検討します。</u>

検討した結果として、拠点の指定管理者について、令和3年度以降も、非公募により区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）の選定を継続します。

なお、令和8年度以降（第5期指定管理期間）の対応については改めて検討し、常任委員会に報告します。

2 非公募継続の検討内容

選定方法の検討にあたり、各区における取組状況など具体的な事例を収集し、区社協が「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」の非公募要件に合致していることを確認しました。また、平成28年度からの非公募化に伴い導入した事業実績評価について、各区の過去3年間の評価結果を収集しました。18区全てにおいて、指定管理者（区社協）は継続して良好な実績を収めており、また、課題解決に向けたPDCAサイクルにより、運営の質の維持・向上を図る仕組みが機能しています。

以上を踏まえ、拠点の指定管理者については、引き続き非公募による区社協の選定を継続していきたいと考えています。

(1) ガイドラインにおける非公募要件との合致について

ガイドラインでは、非公募の要件として「極めて高度の専門性を要すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合」と規定しています。

区社協は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体として、地域の団体、個人等が加入する会員組織です。住み慣れた地域社会の中で「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」という活動理念のもと、住民やボランティア等の福祉関係者とともに、長年にわたり地域福祉活動を展開しており、強い関係を構築しています。

また、区社協は様々な活動団体、担い手の支援を通じて、ボランティア支援のノウハウを蓄積しています。支援を要する人のニーズを的確に見極め、きめ細かい対応を行っています。

これらにより、区社協はガイドラインの非公募要件に合致していると認められます。

(2) 事業実績評価の導入結果について

平成 28 年度から実施している事業実績評価の結果、18 区全てにおいて、指定管理者（区社協）の事業実績は継続して良好でした。また、指定管理業務の P D C A サイクルがより明確となり、区と指定管理者（区社協）の間で、進捗状況の確認や課題解決に向けた方策等についての検討・共有が行われ、ボランティアコーディネートの活性化など、運営の一層の改善に向けた取組が進んでいます。

3 今後の対応

(1) 指定管理者選定委員会における審査の実施（5 年ごと）

非公募であっても、指定管理期間（5 年）ごとに選定委員会を開催し、指定管理業務を適切に履行できる団体であるか審査を行っていきます。

(2) 事業実績評価の実施（毎年度）

各区において毎年度事業実績評価を行うことで、区と指定管理者（区社協）の間で課題を共有するとともに、区社協がもつ公私福祉関係者・団体との強い関係を活かして、課題解決に向けた取組を行っていきます。

4 今後の予定

- ・令和元年 9 月 令和元年第 3 回市会定例会における常任委員会に報告
- ・令和元年 12 月頃～ 選定業務開始、指定管理者の候補者選定（西・中・青葉除く 15 区）
- ・令和 2 年 9 月（予定） 令和 2 年第 3 回市会定例会に指定議案上程（15 区）
- ・令和 3 年 4 月 次期（第 4 期）指定管理期間開始（15 区）